

## 令和3年度モニタリングシート

### 【施設名等】

施設名	大洲市肱川基幹集落センター	位置	大洲市肱川町山鳥坂32番地
指定管理者名	川上商工会	所管課	肱川支所

### 【施設の概要】

設置年月日	平成元年5月25日 竣工	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
設置目的	山村地域の近代化、生活改善、地域連帯感の醸成等の活動拠点施設となることを目的とする。		
施設機能	集会室、小会議室、研修室、相談室		
利用料金等	利用料金については、大洲市基幹集落センター条例に規定する範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定める。		
開館・閉館	休館日 なし 開館時間 午前8時30分から午後10時		
指定管理業務内容	①施設及び設備の維持管理運営 ②清掃業務 ③保安警備業務		
施設管理体制	川上商工会職員（4名）で管理		

### 【施設利用者数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
R2年度	31人	40人	0人	25人	8人	19人	
R3年度	49人	16人	0人	0人	11人	419人	
比較	18人	▲24人	0人	▲25人	3人	400人	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2年度	43人	63人	5人	0人	21人	14人	269人
R3年度	391人	29人	33人	2人	56人	37人	1,043人
比較	348人	▲34人	28人	2人	35人	23人	774人

【指定管理者としての収入・支出（決算）】

単位：円

収入内訳	収入金額	支出内訳	支出金額
使用料		水道光熱費	517,039
負担金	1,069,288	清掃料	150,356
		保険料	12,710
		リース料	72,988
		消耗品費	36,650
		維持管理費	245,690
		修繕・雑費	33,855
合 計	1,069,288	合 計	1,069,288

【サービス向上に向けた取り組み】

R2年度	令和3年3月末で肱川・河辺エリアでの通信サービスが終了するため、大洲市と対応を協議し、モバイル説明会開催と各ショップ出店による各種相談会を令和2年11月に2日間開催し、地域住民への情報提供に努めた。
R3年度	新型コロナウイルス感染症に関して、年度初めより「感染警戒期」・「感染警戒期（特別警戒期間）」移行のため、対面による各種行事の実施が出来ない状態であったが、感染者数が減少傾向になり、各種要請が引き下げられたことから、各種行事の再開に併せて、一層の感染対策徹底を進め、地域住民への利用の場として施設管理に努めた。

【利用者からの要望と対応状況】

利用者からの苦情・要望	利用者からの苦情・要望への対応
特にありません。	

【指定管理者の自己検証】

<p>平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた肱川地域の復旧・復興を図るための拠点となるよう引き続き努めたい。また、災害後、2階に移していた事務所を令和3年8月に1階へ移転したことにより、2階部分の集会室利用が再開となった。感染対策の徹底を図りながら、施設運営を円滑に行っていききたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在施設利用者の方々に対し実施している①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや「3密（密集、密接、密閉）」を避ける対応を継続して実施する。また、併せて施設利用者名簿の管理を徹底し、不測の事態に備えたい。</p>
---

【施設所管課の検証・評価】

<p>法定点検や報告など、施設管理については概ね良好であり、仕様書等に基づいて適切な管理が行われている。昨年より続く、新型コロナウイルス感染症に関しては、施設を利用される方々に安心していただけるよう、非接触型検温器及び自動手指消毒器の導入、会議室等におけるパーティションの新設など、感染防止対策の徹底が図られている。施設2階部分が従来の集会室として利用可能となり、今後の施設利用も増加するものと思われることから、令和4年度においても、引き続き、感染拡大防止対策を徹底し、活動拠点施設としての運営及び適切な管理をお願いしたい。</p>
--